

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

謝金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「連盟」という。)の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当連盟が主催する事業に参加する者に適用する。ただし、当連盟役員、事務局職員及びJOCコーチ等設置事業における報酬受給者を除く。

(謝金の支払基準)

第3条 謝金の支払い基準については、別表の通りとする。

(支給手続)

第4条 謝金を支給する場合、事業実施前に、受給者は覚書を締結し、連盟宛に提出する。

(支払い方法)

第5条 謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。振込手数料は連盟の負担とする。やむを得ない事情により現金で支給した場合は、支給対象者は連盟へ領収証を提出しなければならない。

(源泉徴収)

第6条 連盟は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に謝金を支払う。

(委託・助成事業)

第7条 外部諸機関・諸団体による委託・助成事業において謝金の支給を行う場合は、その機関・団体の規程に基づき支給することが出来る。

(その他)

第8条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、理事会の決議をもって支給内容を決めることが出来る。

(別表)

支払対象者	単位	単価の上限(税別)
講習会等講師	1コマ(2時間)あたり	50,000円
スポーツドクター※	1日	50,000円
トレーナー、管理栄養士、看護師	1日	30,000円
コーチ(公認指導者資格保持者)	1日	20,000円
コーチ(強化スタッフ)、支援スタッフ	1日	10,000円

※スポーツドクターとは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター、日本整形外科学会認定スポーツ医、日本医師会認定健康スポーツ医、その他これに準ずる資格を有する者をいう。

(附則)

この規程は2019年(令和元年)9月17日から施行する。

- 2023年(令和5年)4月27日 一部改訂
- 2024年(令和6年)4月22日 一部改訂